

# 高齢者や障がい者に適した火災警報 装置に関する調査検討事業について

# 検討の進め方

(第1回予防行政のあり方に関する検討会資料を再掲)

## 高齢者や障害者に適した 火災警報装置に関する検討部会

- ・ モデル施設の募集要件・選定基準の検討
- ・ モデル施設における実証検証
- ・ 実証検証を踏まえた効果的な光警報装置の設置方法や維持管理方法の検討

法令基準の整備  
光警報装置の設置事例集  
設置ガイドライン

民間企業(コンサルタント等)

検討部会の運営補助

選定基準

選定会議(有識者で構成)  
(事務局:消防庁)

募集要件

募集

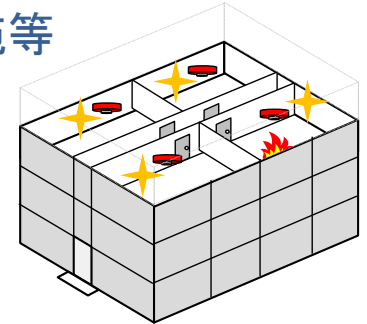
審査・選定

技術的サポート

モデル施設

光警報装置の設置  
実証検証の実施等

駅  
デパート  
ホテル  
病院 / 等



設置ノウハウ  
導入効果等

設置工事に  
係る進行管理  
執行に係る監査

設置工事

設置事業者等

# モデル施設の応募について

光警報装置を設置するモデル施設の募集について、  
平成24年8月2日(木)から平成24年10月1日(月)まで実施

## (1) 公募説明会の実施状況

東京において2回(8月10日、9月10日)、大阪において1回(9月6日)実施

## (2) 応募資格等

### ① 応募資格

- ア 民間企業
- イ 民間法人、特定非営利活動法人(NPO)
- ウ 地方公共団体
- エ その他、上記に準じる団体等であって本事業を円滑に遂行することが認められる者

### ② 本事業を円滑に実施するための要件

次のア～オを全て満たしていること

- ア 日本国内において、事業内容に示す検証を実施することが可能な建物(建物全体若しくは部分)を所有若しくは管理していること
- イ アの建物(又は部分)に、消防法令により義務付けられた自動火災報知設備が技術上の基準に従い設置及び維持されていること
- ウ 検証を実施する建物が法令若しくはそれらに基づく命令又はその他条例等に違反していないこと
- エ 光警報装置の設置及び維持管理に当たり、内部の協力体制が確立していること
- オ 光警報装置の効果検証訓練を組織的に実施できる体制が確立していること

# モデル施設の応募状況について

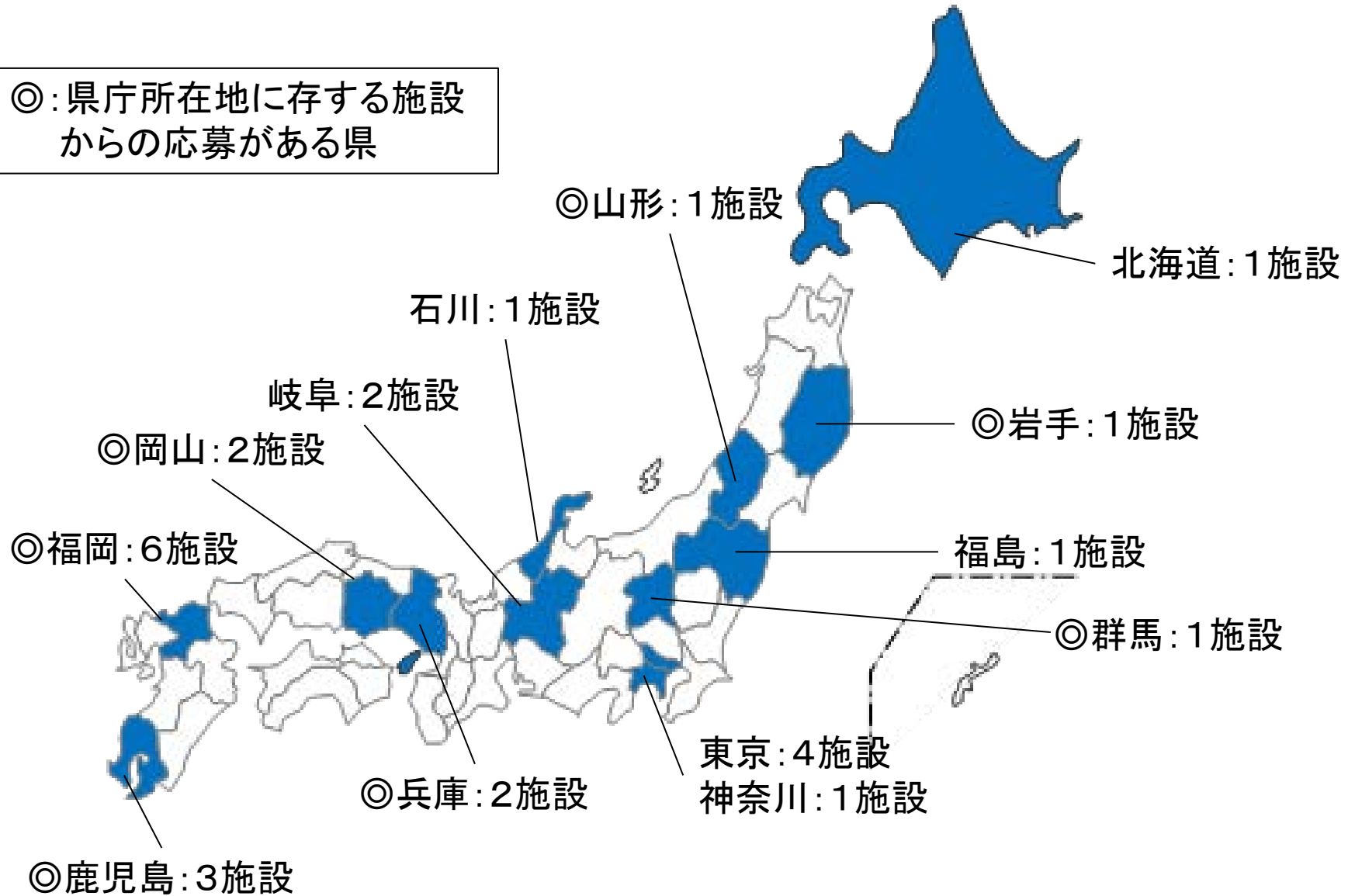
## (応募施設の概要)

募集において、**27施設**から応募があった。その後、事業者から応募辞退の申し出が1件あり、応募施設は**合計26施設**となっている。応募施設の用途と件数は次のとおり。

用途 (消防法施行令別表第一)	件数	ブロック別						
		北海道 ・東北	関東	甲信越	中部	関西	中国・ 四国	九州
商業施設（4項）	3施設		2					1
病院、診療所又は助産所（6項イ）	5施設	1	2					2
社会福祉施設等（6項ロ又はハ）	8施設	3			2			3
学校（7項）	1施設						1	
博物館等（8項）	2施設		1					1
空港（10項）	5施設		1			1	1	2
事務所（15項）	1施設				1			
地下街（16の2項）	1施設					1		
<b>合計</b>	<b>26施設</b>	<b>4</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>9</b>

# モデル施設の応募状況について

◎: 県庁所在地に存する施設  
からの応募がある県



(参考) 施設の規模: 延べ面積1万㎡を超える施設が15施設  
最も階層の高いものは10階(百貨店1施設)

# モデル施設に係る審査状況について

## 選定会議における審査状況

本事業予算は約2億3千万円(総予算から委託業務費を除いたもの)

モデル施設における光警報装置の設置面積を20万㎡程度(5000㎡×40施設)と想定

→ 今回の応募施設の総面積は約51万㎡であることから、応募施設が希望する全ての部分に設置することは困難

## (事業の見通し)

全応募施設の希望面積を検証に必要とされる面積まで精査・縮小※することにより、設置費用を事業予算内に収めることが可能となる見通し。

※ 設置場所については、主に不特定の者が出入りする部分や共用部分等に限定して設置することを想定して面積を縮小

## (対応の方針)

- 全応募施設をモデル施設の候補として、応募施設側と具体的な設置場所等について調整を開始
- 設置場所等について調整を終えた施設から、順次、光警報装置の設置に向けた作業に着手
- 全ての施設と調整を終えた段階で、モデル施設を公表する予定

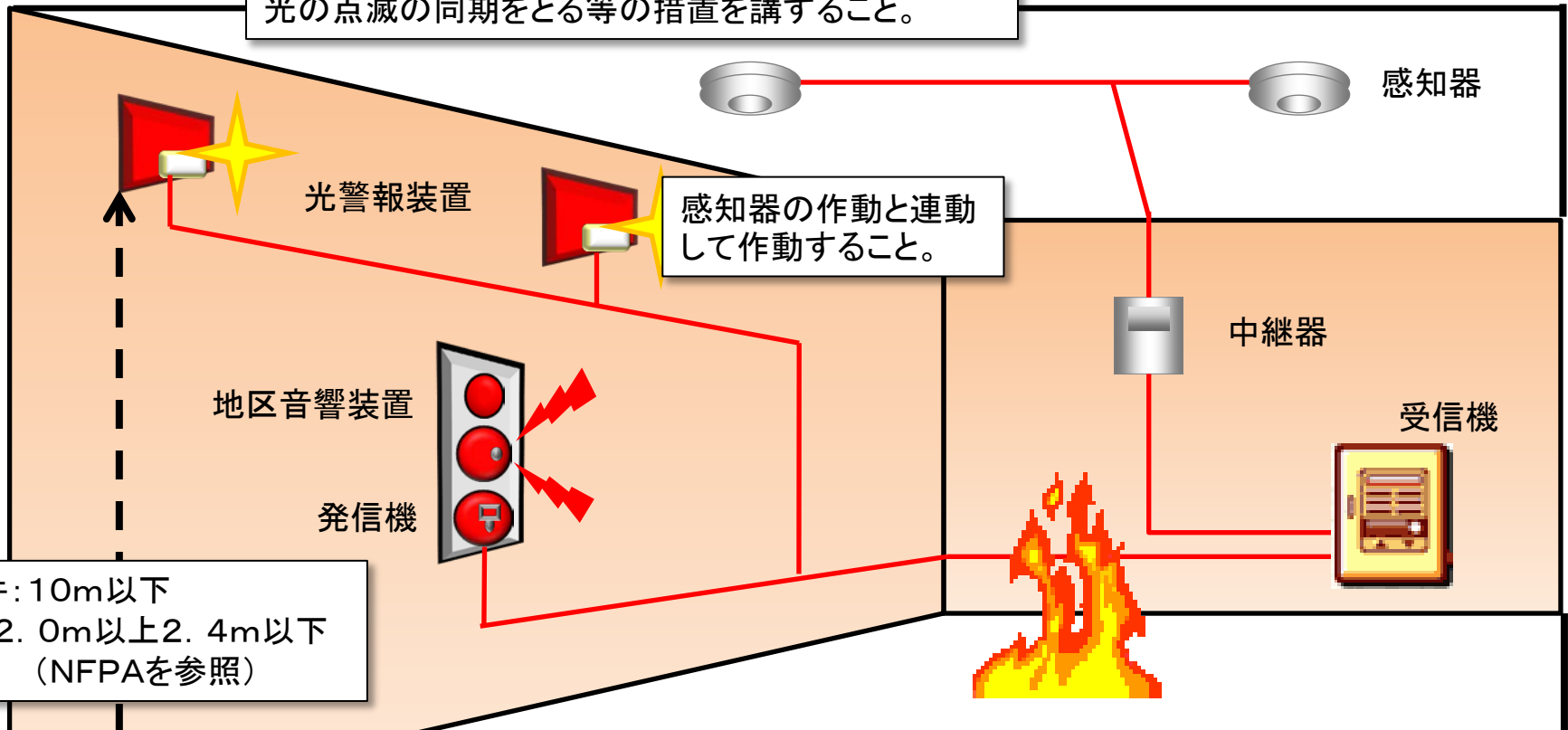
# モデル施設への光警報装置の設置基準素案(イメージ)

## 設置場所

モデル施設ごとに、共用部分や外来者が訪れる場所を中心に建物関係者と調整の上、設置場所を決定する。

## 設置方法

同一部分で二個以上の光警報装置を設ける場合、光の点滅の同期をとる等の措置を講ずること。



天井: 10m以下  
壁: 2.0m以上2.4m以下  
(NFPAを参照)

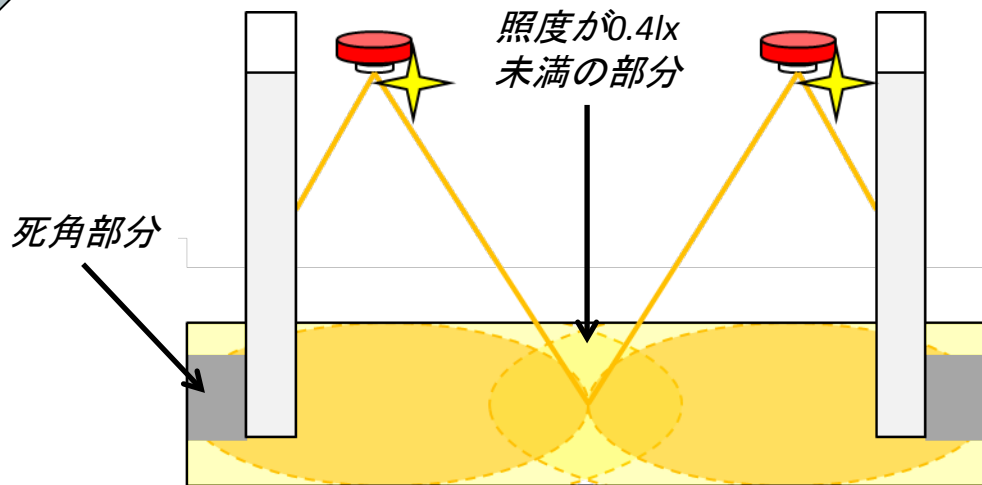
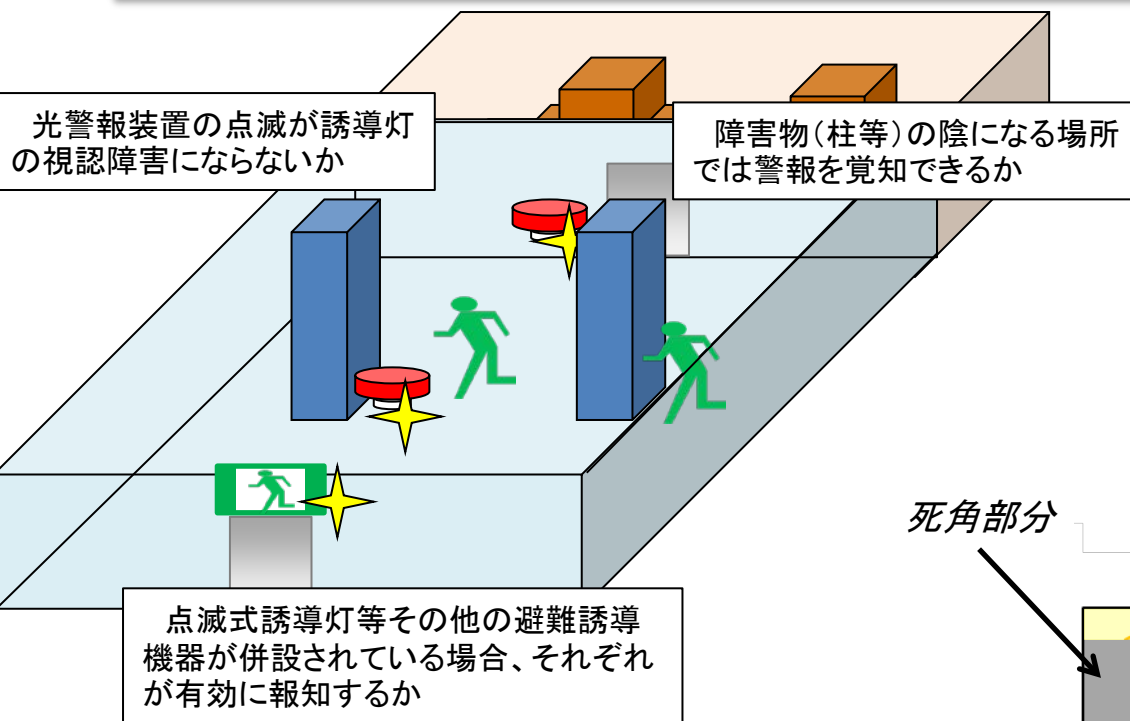
- 各部分において、照度が0.4lx以上確保されるよう設けること。(ISO規格案を参照)
- UL認証を取得している機器については、NFPAに規定された設置間隔に基づき設けること。(UL及びNFPAを参照)

# モデル施設における効果検証(イメージ)

光警報を伴う訓練火災警報を作動させた避難訓練を実施する等により、効果検証を実施

(効果検証の観点)

- ・ 光警報装置の設置方法の妥当性  
(柱の陰や部屋の隅等の場所による気づきの違い、在館者がいる場合等の  
周辺の状況に応じた気づきの違い等を検証)
- ・ 光警報を認識した後の安全な避難行動の実現性



設置

= 建物内の来客等が利用する部分  
(ホール、売場、廊下、通路、便所、浴室等)

設置しない

= 上記以外の部分  
(ホテル等の個室部分、事務室、倉庫、バックヤード等)

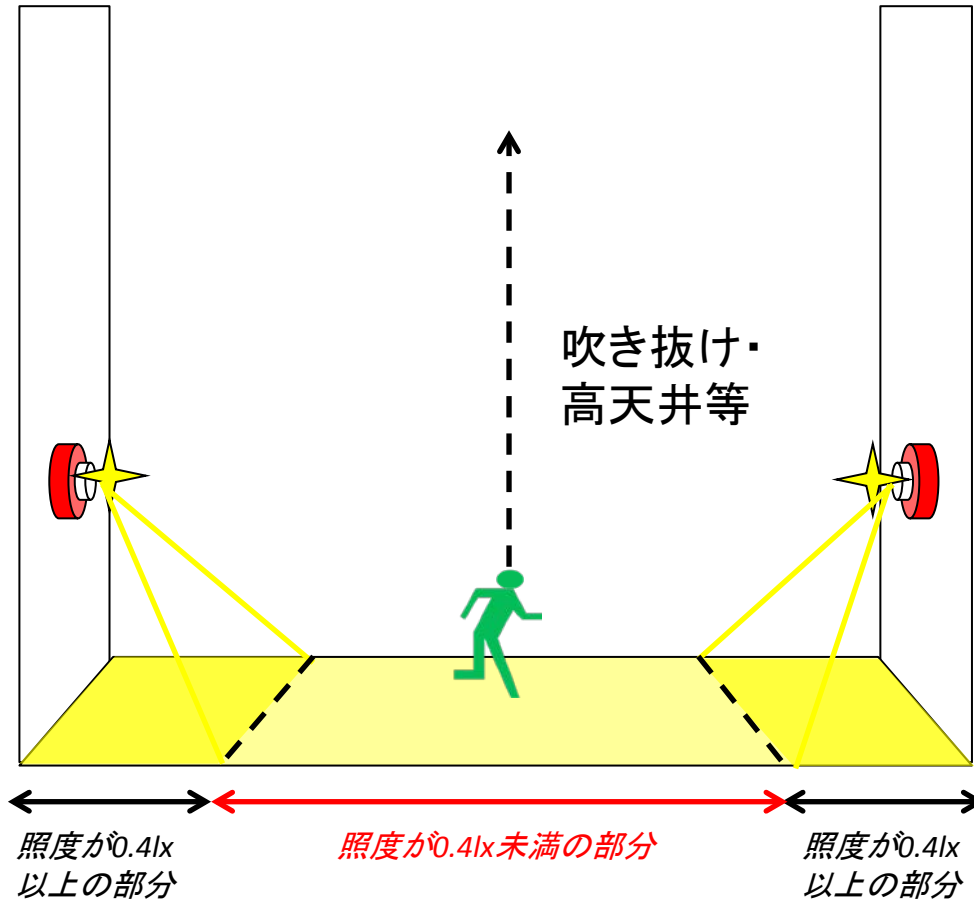
直接の照度が0.4lx以下となるが、ある程度の明るさ(0.4lx未満の照度)がある部分においても警報を覚知できるか



# モデル施設における効果検証(イメージ)

大規模空間の中央部分等、直接の照度が $0.4lx$ 以下となるが、ある程度の明るさ( $0.4lx$ 未満の照度)がある部分においても警報を覚知できるか

大規模・高天井等の空間において、光警報装置を設置する場所がない場合



■ 照度が $0.4lx$ 以上の部分

# 事業スケジュールについて

6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月～

※基準化の内容については、検証結果を踏まえ、その方向性を含めて来年度の検討会で議論する。

平成25年度 第5回検討部会

平成25年度 効果検証結果のとりまとめ

平成25年度早期 第4回検討部会

※今年度中にモデル施設における効果検証が終了しない場合には、来年度以降も継続して検証及び検討を実施する。

平成25年3月中旬 光警報装置の効果検証の開始

平成25年3月中旬 第3回検討部会

準備の整ったモデル施設から順次設計・施工

平成24年11月 設置場所の調整・設計・施工

平成24年11月21日 第2回選定会議

平成24年10月29日 第2回検討部会

平成24年10月中旬 モデル施設との調整開始

平成24年10月15日 第1回選定会議

モデル施設の募集（8月2日～10月1日）

平成24年8月2日～モデル施設の募集開始

平成24年7月4日 事業主体の決定

平成24年6月21日 第1回検討部会